



令和 3 年 度

知立市教育委員会委員候補者公募要項



・教育委員会委員（保護者代表）1名を募集します。

教育委員会委員として、教育現場の現状や実情に通じ、広い視点から教育について考えていただける方を募集します。

受付期間 令和3年11月8日（月）～11月26日（金）
土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

知立市役所 総務部総務課人事係
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
電 話 (0566) 83-1111 内線341

知立市教育委員会委員候補者公募要項

1 公募の趣旨

教育現場の現状や地域の実情に精通している保護者の教育委員会委員候補者を公募することにより、本市の教育環境の変化に対応し、教育行政の充実と活性化を図るものです。

2 教育委員の職務内容等

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市が処理する教育に関する事務で、学校における学習指導・生徒指導に関すること、生徒及び児童の保健や安全に関すること、社会教育、スポーツ、文化財の保護に関することなどを管理し執行します。

また、具体的には、次の職務を担っていただきます。

- ・ 定期的又は臨時に開催される教育委員会などの会議への出席及び審議
- ・ 小中学校卒業式などの各種式典への出席
- ・ 教育委員会が主催する各種行事への参加
- ・ その他

3 公募者数

教育委員候補（保護者委員候補） 1名

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定

4 応募の方法等

(1) 応募者の資格（次のいずれにも該当すること）

- ア 令和4年4月1日現在で小学校在校児童または中学校在校生徒の保護者の予定である者。知立市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者
- イ 応募期間満了日現在の年齢が満25歳以上で、知立市長の被選挙権を有する者

ウ 次のいずれにも該当しない者

- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者

注1 会議等は通常平日の日中に開催されますので、これに出席できることが求められます。

注2 就任後は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第6条に定める兼職禁止規定の適用を受けます。

※ 兼職禁止とは、教育委員は、市議会議員、選挙管理委員会委員、地方公務員等と兼ねることができないことを言います。

注3 法律（地方自治法第180条の5第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項及び第6項）により、以下の行為は禁止されています。

- ・ 知立市の教育に関する業務の発注を請負うこと。
- ・ 法人の役員の場合、当該法人が知立市の教育に関する業務の発注を請負うこと。
- ・ 職務上知ることができた秘密を漏らすこと。（教育委員会委員の職を退いた後も同様です。）
- ・ 政党その他の政治的団体の役員となること。積極的に政治運動を行うこと。

(2) 応募期間

令和3年11月8日（月）から令和3年11月26日（金）まで

(3) 応募方法

ア 知立市教育委員会委員候補者応募申込書（所定用紙）に必要事項を記入し、小論文（所定用紙又はA4縦長用紙で、冒頭に小論文のテーマ及び氏名を記入し、パソコン又は手書きで作成してください。）とともに、知立市役所総務課へ直接持参するか郵送してください。

- ・ 小論文のテーマ「知立市が進めるべき教育のあり方について」2,000字以内。持参の場合は、応募期間中の午前8時30分から午後5時までが受付時間となります。郵送の場合は、令和3年11月26日（金）必着となります。

(4) 応募申込書の請求方法

- ア 知立市役所 総務課 人事係で交付します。
- イ 知立市のホームページからもダウンロードできます。

5 選考方法

選考委員会において次により選考を行います。

- (1) 第1次選考書類審査（申込書及び小論文）
- (2) 第2次選考面接（個別）令和4年1月7日（金）を予定

6 選考結果

- (1) 第1次選考 令和3年12月中旬
- (2) 第2次選考 令和4年1月上旬
 - ・ 第1次、第2次ともに選考結果を応募者全員に通知します。
 - ・ 選考結果等について電話等での問い合わせはできません。
 - ・ 選考結果等は個人情報のため公表はできません。

7 処遇

「知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」による。

- (1) 報酬月額41,000円
- (2) 旅費費用弁償として市職員の特別職の旅費相当分を支給

8 その他

- (1) 応募書類は、理由の如何を問わず返却及び公表はいたしません。
- (2) 応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
- (3) 選考の結果、知立市教育委員会委員候補者になった方は、知立市議会の同意を得て市長が任命します。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員に任命することはできません。
- (4) 選考の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補者を選考しない場合もあります。

9 任期

令和4年4月1日～令和8年3月31日の予定